

訪問介護（第1号訪問事業）

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 長生園

ヘルパーステーション 長生園

令和7年10月1日

ヘルパーステーション長生園 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	0771-62-0223 (午前9時00分から午後6時00分まで)
担当	井尻 さとみ (いじり さとみ)

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 ヘルパーステーション長生園の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	2671500102 (京都府指定)
事業所名	ヘルパーステーション
所在地	京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地
サービス提供地域 *	園部町全域 (*)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

	常 勤	非常勤	資 格 等
管 理 者	1名		介護福祉士
サービス提供責任者	1名		介護福祉士
訪問介護員	2名		介護福祉士、介護職員初任者研修

(3) 営業時間

午前9時00分 から 午後6時00分まで (月曜日から日曜日)

3 サービスの内容

当事業所では、ご利用者様のお宅に訪問し、身体介護や生活援助などのサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについては

- ①利用料金が介護保険から給付される場合または、総合事業費から支払われる場合。
- ②利用料金の全額をお客様にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険および第1号訪問事業から給付されるサービスについて

ご利用者様に対する具体的なサービスの提供内容、実施日および実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それに基づいて「訪問介護計画」に定められます。

①身体介護

ご本人の身体に直接触れて行う介助、必要な準備、後始末、日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助、専門的な援助を行います。

②生活援助

身体以外で、洗濯、掃除、調理などの日常生活の援助を行います。ただし、次のような行為は家事援助には該当しません。

1)商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

2)直接本人の日常生活の援助に属さないと判断される行為

③身体介護及び生活援助が混在する場合

身体介護及び生活援助が混在する訪問介護については、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間で位置付けされます。

4 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスをご提供する際に、あらかじめ担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供時は、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者様からの申し出による訪問介護員の交替

選任された訪問介護員の交替をご希望される場合には、その訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替をご希望される理由を明らかにされた上で、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

②当事業所からの訪問介護員の交替

当事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。この場合、ご利用者様が、サービスを提供される上で、不利益が生じないよう配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められたサービス以外の提供の禁止

当事業所は、定められたサービス以外の業務を実施することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。

但し、ご利用者様の事情・意向等を配慮いたします。

③サービス提供時の備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為または医療補助行為
- ②お客様からの物品等の授受
- ③ご本人以外の方（ご家族等）に対する訪問介護サービス
- ④お客様に対する宗教活動、政治活動、営業活動
- ⑤その他、お客様に対する迷惑行為

5 当事業所の訪問介護の特徴等

運営の方針

〈ヘルパーステーション長生園「運営規程」抜粋〉

(事業の目的)

- ・介護保険法（以下「法」という）の理念に基づき、ご利用者様の意思および人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ってサービスを提供する。
- ・ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防を目的とする。
- ・要介護状態等となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(運営方針)

- ・訪問介護計画に基づき、ご利用者様が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ・懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者様等に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ・常にご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者様等に対し、適切な相談および助言を行う。
- ・地域との結び付きを重視し、園部町、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- ・提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

6 利用料

① 介護保険の給付対象となるサービス

それぞれのサービスの、平常の時間帯（午前 9 時から午後 6 時 00 分）での単位は次のとおりです。

(訪問介護)

当地域は 1 単位 10 円で算定

サービスに要する時間	20 分未満 未満	20 分～30 分 未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	以降 30 分毎
身体介護	1 6 3 単位	2 4 4 単位	3 8 7 単位	5 6 7 単位	8 2 単位

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生活援助	1 7 9 単位	2 2 0 単位

サービスに要する時間	20 分以上	45 分以上	70 分以上
身体に引続く生活援助	6 5 単位	1 3 0 単位	1 9 5 単位

※ 月途中の利用については、日割り計算となります。

※ 表の「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。また、表の利用単位は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画書に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

(第 1 号訪問事業)

サービス種類	対象者	利用頻度	単位数
訪問型サービス I 1	事業対象者・要支援 1・2	週 1 回程度利用の場合	1, 176 単位
訪問型サービス I 2	事業対象者・要支援 1・2	週 2 回程度利用の場合	2, 349 単位
訪問型サービス I 3	要支援 2	週 2 回を超える程度利用の場合	3, 727 単位

(各種加算・減算)

加算・減算項目	単位・率	訪問介護	第 1 号訪問事業
特定事業所加算 II ※ 1	10 %	○	—
同一建物減算 I ※ 2	10 ~ 15 % 減算	○	○
サービス提供責任者による初回訪問加算 ※ 3	200 単位	○	○
緊急時訪問加算 ※ 4	100 単位	○	○
処遇改善加算 I ※ 5	24.5 %	○	○

2人の訪問介護職員等による加算 ※6	所定単位数× 200/100	○	—
-----------------------	-------------------	---	---

- ※1 介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築し、且つ、重度のご利用者を受け入れている事業所の場合。
- ※2 当事業所と同一建物に居住するご利用者様を訪問する場合（前期、後期で判定）。
- ※3 サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問月に、自ら訪問介護を行ったり、訪問介護員とともに同行訪問した場合（1回限り）。
- ※4 ご利用者様やそのご家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携して訪問介護を緊急に行った場合。
- ※5 利用総単位数に24.5%乗じた額。
- ※6 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合。（ご利用者様やご家族の同意の上で、ご利用者様の身体的理由により1人の訪問介護が困難と認められる場合、暴力行為・著しい迷惑行為等が認められる場合など）
 - 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。
 - ご利用者様の負担については、介護保険負担割合証に応じて請求します。

②介護保険の給付の対象とならないサービス

- (1) 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。
 - (2) 園部町以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費は全額がご利用者様の負担となります。なお、自動車を使用した場合は、以下の負担となります。
 - ・片道10km未満は 200円
 - ・片道10km以上は1kmごとに140円ずつ加算
- ※ 距離に関しては、訪問経路において園部町との境界線から計測します。
 ※ 負担額は、訪問1回ごとに(往復距離で)計算します。

7 利用の中止・変更・追加について

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者様の都合で、訪問介護サービスの利用を中止・変更もしくは新たなサービスの追加利用も出来ますが、この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出が必要です。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用取り消し申し出をされた場合取り消し料として下記の料金の支払をいただく場合があります。但し、ご利用者様の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - ・ 当日の利用料金(自己負担相当額)

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対し、訪問介護員の稼動状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示し協議します。

8 利用料の支払について

訪問介護サービスの利用料金の支払は、請求のあった利用月の翌月の 15 日までに利用料等を、指定の金融口座へ振込みにてお支払下さい。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合せに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	

10 事故発生時の対応

- (1) 管理者は、事故が発生した場合には、ご家族様、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者及び関係市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 法人は、ご利用者様に対する訪問介護事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

11 当法人の概要

法人種別・名称	[法人種別] 社会福祉法人（昭和31年11月14日法人認可） [名称] 社会福祉法人長生園
代表者・役職	理事長 中村 裕予（なかむら ひろよ）
主たる事務所の所在地	京都府南丹市園部町上木崎坪ノ内19番地 社会福祉法人長生園内

定款に定めた 社会福祉事業	<p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) 特別養護老人ホーム長生園の設置経営</p> <p>(ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス、あんしんサポートハウス)の設置経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 老人短期入所事業（長生園）</p> <p>(ロ) 老人居宅介護等事業</p> <p>(ハ) 老人デイサービス事業（長生園）</p> <p>(二) 認知症対応型老人共同生活援助事業（幸せの里）</p>
定款に定めた 公益事業	<p>(1) 長生園診療所</p> <p>(2) 居宅介護支援事業</p>

1 2 サービス内容に関する苦情

(1)当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスに関するご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者 管理者 山内 清（やまうち きよし）
 （電話）0771-62-0223 （受付時間）午前9時～午後6時00分
 社会福祉法人長生園においても苦情受付いたします。

(2)その他

当事業所以外にも居宅介護支援事業所、各市町村、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

1 3 サービスの第三者評価の実施状況について

提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

項目	内 容
(1) 実施の有無	有・無
(2) 実施年月日（直近実施日）	令和7年11月20日
(3) 実施した機関	きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
(4) 評価結果の開示状況	有・無

令和　　年　　月　　日

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地

名 称 ヘルパーステーション長生園

(事業者番号 2671500102)

説明者 職 名

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

ご利用者様

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印